

生食発1003第6号
令和元年10月3日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「中国向け輸出水産食品の取扱要領」の一部改正について

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）中の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、日本国籍の船舶で加工し、日本国内の保管施設で保管した水産食品を衛生証明書の発行対象とするため、要領を別添のとおり改正しましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係営業者等への周知方よろしく願いします。